

労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件

○厚生労働省告示第二百四十五号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和六年八月一日から令和七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和六年八月から令和七年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

令和六年七月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項
	において読み替えて準用する場合を	において読み替えて準用する場合を

二十歳未満	含む。の厚生労働大臣が定める額	五、三五一円	一三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満		五、九七八円	一三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満		六、五二三円	一四、八二八円
三十歳以上三十五歳未満		六、八三四円	一七、五三二円
三十五歳以上四十歳未満		七、一二九円	二〇、三〇四円
四十歳以上四十五歳未満		七、三七三円	二一、九五八円
四十五歳以上五十歳未満		七、五五七円	二三、〇三〇円
五十歳以上五十五歳未満		七、五〇四円	二四、六七三円
五十五歳以上六十歳未満		七、一五一円	二五、四八四円
六十歳以上六十五歳未満		六、〇二六円	二二、〇八四円
六十五歳以上七十歳未満		四、〇九〇円	一七、〇一四円
七十歳以上		四、〇九〇円	一三、六〇〇円